

再任用・会計年度任用職員部ニュース

No. 331
2020. 6.24

東京都公立学校教職員組合（東京教組）
再任用・会計年度任用職員部
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F
TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

学校は再開したけれど

板橋区 鈴木 達哉

2月27日、公立学校の休業決定に何の権限もない安倍首相が発した全国一斉休校要請で、2019年度の学校の活動は突然強制終了させられた。

混乱は2020年度になってからも続いた。4月から学校は再開されるはずだったが、感染者の増加、国の緊急事態宣言と宣言延長、東京都教育委員会からの要請などがあり、私の勤務する板橋区では、臨時休校が4月6日から5月6日、5月7日から5月10日、5月11日から5月31日と数度にわたって延長された。4月6日の小学校入学式は行われたが、翌日の小学校始業式と中学校入学式は中止となった。区教委の対応も後手後手になり、休校延長や行事の変更の連絡は直前になることが多く、区も学校も一斉メールで家庭に概要を連絡し、詳しくはHPでということが多かった。

休校の長期化により、子どもの学力低下、9月入学、オンライン授業の可否、夏休み短縮、など様々な問題が社会的に取り上げられるようになってきた。また、学校の様々な情報（文書、画像、動画）がWeb上で提供されるようになると、情報を送り出す学校側のIT技術格差と、情報を受ける家庭間のIT環境格差が大きな問題となった。

教員も、感染防止の観点から自宅勤務が多くなったが、学校再開のめどが立たず、仕事の見通しも持てずに不安は大きかった。なお、板橋区の児童放課後対策事業「あいキッズ」（学童クラブ）は、一律に臨時休業とはせず、自粛要請をし、受入態勢を縮小して開所した。学校も、5月中旬からは、希望者を登校させて学習の支援が受けられる態勢を作る所が多くなった。

学校は6月1日から再開されたが、子どもたちの感染防止策がまず求められた。板橋区では、最初、学級を2グループに分けた隔日での分散登校・午前授業から始まり、一斉登校、通常授業と徐々に在校時間を増やしていった。授業は当分の間、5分短縮し、休み時間が5分延びた。

子どもたちは学校にいる間、三密状態の回避が行動の原則となった。家庭での検温、教室入室前の健康チェックから始まり、常時マスク着用、水筒持参、手洗いの徹底、ソーシャルディスタンスを保つことが求められた。

授業中は、小集団での話し合いや教え合いは制限され、学習用具の共有も不可。体育では、マット、跳び箱、鉄棒等の器具の使用やゲーム形式の運動を避け、一定の間隔をあけて一人でする運動だけが行われている。リレーも鬼ごっこもできない。運動中は、子どもたちはマスクを外させるが、教員は常時着用を求められている。定期健康診断が終わっていないので、水泳の授業も中止。掃除当番をさせないので、子どもたちが下校すると、担任はまず教室を清掃。

その上で使用した机、椅子は消毒。図書室の本も、貸し出し後は消毒してから書棚に返却している。

休み時間も、友だちとの会話は制限され、読書等一人で静かに過ごすことが求められている。給食は、フェースシールドを付けた教員が配食する。食事中は前を向いて座り、会話は極力控える。せっかく学校は再開したのに、友だち同士で楽しく過ごす場面は大幅に狭められている。休校中の児童虐待の問題が取り上げられたことにより、担任は子どもたちを細かく観察することが求められ、アンケートの実施や個別の面談も行われた。

板橋区では、2020年度の小中学校の移動教室等、宿泊行事と連合行事、運動会や音楽会、学芸会が中止された。また、全国学力テストと全国体力テスト、都の学力テストも中止が決まった。臨時休業中の足りない授業時数の確保は、長期休業（夏、冬）の短縮や大きな学校行事のカット等での対応を予定している。

感染の第2波の心配もあるところでの学校再開となったが、分散登校が行われていたころ、教員からは「半分くらいの子どもの数が、教室にはちょうど良い」「午前授業で会議も少ないので、仕事が早く終わる」との声が多く聞こえた。分散登校では、同じことを2回行わなければならないが、教員の負担感はそれほど大きくなかった。

「新型コロナウイルス」は、学校の様々な問題点を浮き彫りにした。今まで組合が訴えてきた30人以下学級や、教職員の増員の必要性はますます高まっている。今後も日教組、東京教組に結集して、組合としての運動を進めて行きたい。

中学校教科書採択に向けて

荒川区 片桐 育美

今年は中学校教科書採択の年です。新型コロナウイルスに振り回される毎日ですが、それでも教科書採択は行われます。こんな時だからこそ、民主的な採択がおこなわれるよう、市民としての監視が必要です。

6月10日ごろから教科書展示会は始まっているので、このニュースが届くころには終わってしまっているところもあるかもしれません。残念ながら教科書を手にすることができなかった方のために、特色などを説明しておきたいと思います。

教科ごとの平均ページ数は、現行教科書から7.6%の増加で、平成以降最多となりました。細かいところまで丁寧に説明する教科書が増え、「学び方」まで教えるようになっており、これが増えた一因と考えられます。教科書にここまで丁寧に記載する必要があるのでしょうか。量が増えた分、重さも重くなり、子どもたちの身体への負担も大変です。

特に注目すべきは「道徳」「社会科」の2教科です。「道徳」の一つの教科書は明らかに取り扱っている内容も古く、「日本会議系」の教科書だとわかります。その教科書で前回批判が多かった「白菊」という教材の後にあった安倍首相の写真はさすがになくなっています。「社会科」は歴史的分野と公民的分野に注目です。とりあげている「コラム」や「特集」にその教科書会社の特色が大きくあらわれています。歴史の「つくる会系」と言われる教科書は、歴史の締めくくりに「昭和天皇と平成天皇」の特集を組んでいます。また、日露戦争や日中戦争、太平洋戦争の記述にも大きな違いがみられます。公民はやはり、憲法改正、基本的人権と公共の福祉、

平和主義が注目です。公民の場合「つくる会系」と言われる教科書は2社あります。「集団的自衛権」の記述の仕方での違いは鮮明になっています。詳しく知りたい方は、東京教組にお問い合わせください。「子どもと教科書ネット」で作成した簡単なパンフが届いていますので、必要な方にはお分けできると思います。

そして、その後に行なわれる教科書採択ですが、例年通り、区民や市民に公開されているか、傍聴はできるかを監視しましょう。この「コロナウイルス」のために、文科省はご丁寧に会議は「三密」を避けてリモートでもよいとか、傍聴者も「三密」を避けるために、会場に入れるのではなく映像で公開でもよいという通達を出しています。広い場所で、のびのびと会議をすれば、「コロナウイルス」が潜んでいようとできます。公平、公正な教科書採択がおこなわれるよう、しっかり監視していきましょう。

教育委員会の審議を傍聴することにより、教育委員、一人一人の考えが鮮明に見えてきます。子どもの目線に立っている教育委員にはだれか、教育長はどのような考えなのか見極めることができます。何といっても学校の問題を最後に決定するのは教育委員会なのですから。夏休みも大幅に短縮され動きにくい昨今ですが、民主的な教科書採択がおこなわれるよう、無理せず、できる範囲でがんばっていきましょう。

分散登校 男女別？ですか

荒川区 片桐 育美

6月1日、以前、東京教組で活躍し、現在は千葉県船橋市でスクールガードをしているNさんのSNSに驚いた。その小学校では前半を男子が登校、後半を女子が登校としているというのである。時同じくして、懇意にしている荒川区の元区議さんから、ある中学校で配布されたものに「男女別分散登校」と書いてあるという連絡が入った。

ここ何年かで、混合名簿を採用している学校が減り、男女別に戻している学校が増えているのは気になっていた。それがとうとう、登校まで男女別にする時代に戻ってしまったのか。どうしても納得できないし、ここで放置しておけば大変なことになる。おりしも、この休校期間中、来年度使用される道徳教科書を読みこみ、相変わらず女性は補完的な役目とされている事実、どうにかならないかと思っていた矢先である。

私は、船橋市の市議さんにこの事実を知らせた。その結果、船橋市の教育委員会からは「男女別登校という指導はしていない」ということがわかった。しかし、それでは本質に迫れない。市議さんは、「ということは市教委では男女別登校はさせないようにという指導もしていなかったということになるのでは」と、全小中学校に男女別登校をさせたか、させなかったかの調査をかけて、男女別登校をさせた学校には「男女共同参画の視点が入っていないと指導する」とまで言わせた。そしてこの事実を教育委員会会議でも報告するようにさせたそうだ。

まさに、気になったこと、気が付いたことはできることから進めていくべきだということはこのことから学んだ。「〇〇はだめだ」「〇〇ならしょうがない」と今まで諦めかけていた自分、でも行政を監視すべきは私たち住民なんだと改めて気づかされた一件だった。

なお、同じく男女別分散登校をおこなった学校がある荒川区にも、区議を通じて調査を依頼しているが、返事は得られていない。しかし、私はあきらめずに、がんばり続けるつもりだ。

再任用短時間勤務職員と非常勤教員の勤務日数の変更について

都教委は、4月と5月に、「2020年度再任用短時間教育職員の勤務日数の変更について」を通知しました。

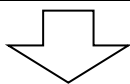
4月の通知

4月の通知では、新型コロナウイルスの感染防止対策として都立学校を5月6日まで臨時休業にするので、今年度に限り、3月に発出した再任用短時間の勤務日数通知の割り振り変更を可能にすることができるようにするとしています。

通知では、下表のように、臨時休業中の4月の勤務日を7日減らして、夏季休業中の7月と8月に勤務日をそれぞれ5日と2日増やすことが可能としています。夏季休業日の短縮に対応する措置と考えることができます。(1月当たりの勤務日数は、11日以上とする必要がある)

＜3月に通知された勤務日数通知の割り振り＞

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	<u>18</u>	19	19	<u>14</u>	<u>11</u>	19	19	18	20	16	18	17	208日



＜4月の通知で示された変更日数＞

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	<u>11</u>	19	19	<u>19</u>	<u>13</u>	19	19	18	20	16	18	17	208日

都教委の通知を受けて、区市町村教委は同様の通知を各小中学校長に下ろしています。ただし、あくまで通知は「変更して割り振ることを可能」にするもので、変更しないことも、当然ながら可能です。

なお、「割り振りの変更を行う際は、対象となる再任用短時間教育職員に対して変更の趣旨等について十分に説明し、その理解を得るようにしてください」としており、管理職からの納得がいく説明が必要です。

4月の通知では、非常勤教員の勤務日数変更にも触れています。2020年度の非常勤教員の勤務日数は3月に通知されましたが、同通知にある「学校運営上、真にやむを得ない事情がある場合は、定められた月別勤務日数を変更することができる」という記述から、年度当初決めた勤務日数の変更ができるとしています。こちらも、再任用短時間と同じく、管理職から十分な説明が必要なことは言うまでもありません。

5月の通知

4月の通知の約1か月後、都教委は5月にまたも勤務日数変更の通知を出しました。今度は、5月一杯の臨時休校が決まったことに伴って、5月の勤務日数を減らし、7月から2021年3月までの期間に変更して割り振ることを可能にするというものです。都教委は、4月の通知で勤務日数の割り振りを行った場合と、行っていない場合にわけて、変更例を示しました。

I 4月の通知で勤務日数の割り振りを変更している

＜変更例①＞（5月を3日減らし、8月、3月に変更して割り振る）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	11	<u>16</u>	19	19	<u>15</u>	19	19	18	20	16	18	<u>18</u>	208日

＜変更例②＞（5月を7日減らし、8月、9月、10月、11月、3月に変更して割り振る）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	11	<u>12</u>	19	19	<u>15</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>19</u>	20	16	18	<u>19</u>	208日

II 3月当初の勤務日数の割り振りを変更していない

＜変更例①＞（5月を3日減らし、8月、3月に変更して割り振る）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	18	<u>16</u>	19	<u>16</u>	<u>12</u>	19	19	18	20	16	18	17	208日

＜変更例②＞（5月を7日減らし、8月、9月、10月、11月、3月に変更して割り振る）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
勤務日数	18	<u>12</u>	19	<u>18</u>	<u>13</u>	<u>19</u>	<u>19</u>	<u>18</u>	20	16	18	<u>18</u>	208日

2度にわたる勤務日数の割り振り変更を受けて、再任用短時間勤務教員の勤務日数はとても複雑になっています。しかし、年間の勤務日数208日は変わりません。

昨年までの、再任用・非常勤教員部アンケートでは、「管理職が再任用短時間の働かせ方をよく理解していない」という声がいつも寄せられていました。勤務日数の割り振りの変更は、通知文にあるように、管理職がまず丁寧に説明し、再任用短時間教員、非常勤教員の理解を得ねばならないのです。

また、今後、「授業時数確保」のために土曜授業の増加が予想されます。週休日の変更は従来通り可能ですが、再任用短時間勤務教育職員は、半日勤務の割振り変更はできません。一般の教員のように、土曜授業2回で1日分振替にはならず、土曜授業は1日勤務で、振替も1日になります。夏休み、冬休みが短縮されると、週休日の振替をできる日も少なくなりますので、土曜授業の出勤につきましてはご注意ください。

「コロナ汚染」の中での「放射能汚染」がなかったことのように…。

八王子 水谷 辰夫（顧問）

6月3日の朝日新聞の第一面には、次のような見出しの記事が載っていました。

「**除染せず避難解除 可能に**」ゴシック体太字 4 段抜き、少し小さい明朝体で、「**非居住や地元要望 条件**」と。きっと多くの人たちが目にされ、読まれた記事だと思います。全く無責任なやり方と言わねばならない政府の政策。地元「しょうがない」と思わせ、金を使わない「あったことをなかったこと」にする＝お得意のごまかし政策としか言いようがありません。

同じ新聞の4面には、「除染か解除か 苦悩の選択」と飯館村が政府に出した「要望書」の顛末を伝えています。その記事にあるのは、2020年2月に飯館村南部にある長泥地区を帰還困難区域とする避難指示を2023年に一斉に解除してほしいという内容の「要望書」のことです。

国の計画では、「同（長泥）地区の17%を『特定復興再生拠点』に認定し、そこだけを除染

して 23 年に解除する。残りの 80%以上の『拠点外』のは解除の見通しが無い。」としていました。しかし、飯館村側では「この線引きで地域に新たな分断が生じかねない」としての「要望書」提出となったそうです。その要望書の中に「ふるさととのつながりの象徴となる復興公園を拠点外に整備したい」と書き込み、「拠点外の 11 世帯には、帰還の意思がないことを確認したこと」「放射線量が年 50 ミリシーベルト超から年 20 ミリシーベルトをほぼ下回っていること」も伝えたそうです。この言葉を政府関係者は、「除染しなくていいという意味だ」と受け止めたと言うのです。「年間 20 ミリシーベルト」というのは、非常事態宣言下での「緊急措置」として福島県だけに示されている空間の放射線量の目安です。それを下回ったとして、「除染しなくていい」と受け取るその都合のよさは、国の「放射線管理のいいかげん」さそのままなのでしょう。

除染して再び人が住める地域に戻すという政策の基になっている放射性物質汚染対処特別措置法には、除染を「国の責務」とされています。その「責務」を放棄でき「地元住民からの要望」という言い逃れができる「要望書」が届けられたというのです。全く都合のよい「要望書」です。

一面の記事には、政府の対応がこう書かれています。「経済産業、環境、復興の 3 省庁は除染抜きでも解除できるようにすることで一致。近く原子力規制委員会に未除染で解除した場合の安全性について諮る。今夏にも原子力災害対策本部(本部長安倍晋三首相)を開いて従来の解除要件を見直す方向で調整」と一気に進めていくように書かれています。誰が一体これを仕組んだのかと疑いたくなります。

この「要望書」を書かせた原因をただせば、「国による除染のおくれ」＝復興という事業のむなしさからでしょう。除染作業に取り掛かる手続きや作業員の配置、汚染土を保管する土地の確保などに時間がかかったり、大手ゼネコンや原発関連企業への巨額な利権がからんだりして、「復興事業」がなかなか進まないでいます。そうした時間のなかで、避難先に定住する避難者が増え、避難指示を解除した地域の住民は、事故前の 2 割程度にとどまっているのが実態です。寂しくなる村を目の当たりにして、ふるさとを何とかして取り戻したいと願う人々に、苦悩の上の「要望書」提出を強いることになってしまった面もあるでしょう。

だからこそ、「地元では、『原発政策を進めてきた国の責任として、除染してから解除するのは当然』とする意見が根強い」との記事の中で書かれてることは、至極当然なことだと思います。

昨秋飯館村をおとずれ、飯館の「除染された区域」の道路から、ほんの十数メートル離れた草地に近づいた途端、線量計の数値がぐっと上がるのを見てきた私には、「避難指示解除」ということが納得しきれないのに、まして、「除染抜き」なんて！・・・

お知らせ ・ ・ ・ ご参加を よろしく

2020年度 再任用・会計年度任用職員部大会

日時 8月30日(日) 10:30～

会場 杉並区教職員組合事務所 会議室

(青梅街道 杉並区立桃井第一小入り口 そば

JR 荻窪駅北口よりバス「八丁」または「荻窪警察」下車)

